

【重要】必ずお読みください

令和3年4月21日

第14回修了考査（一号再考査）の実施に伴う 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
修了考査委員会

標記の件について、修了考査委員会では、以下の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い、修了考査（一号再考査）を実施しますので、以下の点にご留意のうえ、修了考査の実施にご協力のほどお願い申し上げます。

1. 事前の体調管理・検温の実施・当日に体調不良となった場合等

(1) 事前の体調管理

考査の実施前には、各自体調管理を徹底してください。

前日までに次の事項に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない場合（検査結果待ち等、疑いのある場合も含む。）
- ② 発熱、咳、咽頭痛等の風邪の症状、呼吸困難、息切れ、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害等の症状がある場合
- ③ 考査実施日から遡って過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ④ 考査実施日から遡って過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
- ⑤ 考査実施日から遡って過去2週間以内に同居している者に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われた場合
- ⑥ 医師又は保健所等の指示により考査実施日時点で自宅待機となっている場合

(2) 検温の実施

考査当日は試験会場受付にて非接触型体温計等による検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、受験をお断りしますが、感染拡大防止のために必要な措置でありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- (3) 当日の体調不良者の取扱い

会場受付後でも、試験時間中や待機時間中において咳を繰り返すなどの体調不良が見られた場合等には、受験中止のお願いをさせていただくことがあり得ます。感染拡大防止のために必要な措置でありますので、ご理解とご協力をお願いします。体調不良と思われる方には、必要に応じて試験監督者が体温測定等を要請する場合がありますので、その際にご対応いただくようお願いします。

- (4) 上記に該当するなどして受験できなかった場合でも、追考査の実施*や受験手数料の返還等の特別措置は予定していません。

2. 考査会場内における感染防止対策

- (1) マスクの着用

受験当日は、感染予防のため、必ずマスクの着用をお願いいたします。なお、受付時及び考査時間中の写真照合の際には、マスク等を一時的に外してください。

- (2) 手指消毒等

こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行をお願いいたします（会場に消毒用アルコール等を設置します。携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありませんが、考査時間中は使用できませんので、カバン等にしまってください）。

- (3) 会場内の身体的距離の確保

考査当日の集合会場（待機室）内の座席は、受験者との距離が十分確保できるよう間隔を空けて配置します。着席時以外においても、他の受験者との身体的距離を保つよう心掛けてください。また、考査会場内において、考査委員と受験者間の間隔を通常より広めに設けるほか、アクリル板を設置します。

- (4) 会場の換気

考査会場及び考査の集合会場（待機室）は、換気のため、適宜、窓やドアなどを開放する場合があります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

- (5) 会場内の消毒

机や椅子、その他複数の受験者が触れる場所を定期的に消毒します。

- (6) 禁煙等へのご協力

受験者同士等の接触を避ける観点から、考査受付前及び考査終了解散後においても

会場内での禁煙にご協力をお願いします（考査受付後から考査時間中（考査終了後の待機時間を含む。）の喫煙は禁止します）。

また、考査実施前後の時間においてもロビー等の共有スペースに密集したり、他の受験者と大声で会話したりしないよう注意してください。

(7) 余裕のある行程

感染防止対策の一環で、会場への入退出に時間を要することが予想されるため、会場への往復には余裕のある行程を確保してください。

(8) 感染症防止対策に関して、本留意事項を守っていただけない場合、当日会場での考査委員及び係員の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがありますので、注意してください。

(9) 考査委員及び係員は、感染予防のため、マスク等を着用します。

3. その他

(1) 実施後約 2 週間以内に、新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、直ちに本会に連絡してください。

(2) 万が一、受験者の内から感染者が出た場合は、本会に登録されたメールアドレス宛てにその旨連絡いたします。また、保健所等の公的機関からの要請により、本会に登録された氏名・電話番号等の情報を必要に応じて提出する場合があります。

本会への登録事項に変更がある場合は、実務修習登録事項変更申請手続きを行ってください。

(3) 今後、新型コロナウイルス感染症を巡る状況が大きく変化し、修了考査の実施方法や実施日程等に変更が生じた場合には、本会ホームページ（実務修習のご案内→インフォメーション）に掲載してお知らせします。

以上